

平成20年 所得税・住民税申告相談日程表

地区	対象地区・自治会	期 日	申告会場及び受付時間
全地区	市内全域	2月18日(月)	市役所税務課(午前8時30分～午後5時)
盛里	盛里地区	19日(火)	盛里地域コミュニティセンター(午前9時30分～午後4時)
宝	金井・中津森・厚原・平栗・加畑・サントウン平栗	20日(水)	宝地域コミュニティセンター (午前9時30分～午後4時)
	下大幡・上大幡・高畑・サントウン宝	21日(木)	
禾生	田野倉・大原・田野倉団地	22日(金)	禾生地域コミュニティセンター (午前9時30分～午後4時)
	四日市場・月見ヶ丘・富士見台・井倉・九鬼団地・井倉団地・サントウン井倉	25日(月)	
	古川渡・小形山・川茂	26日(火)	
東桂	十日市場・蒼竜峡団地・上夏狩・下夏狩	27日(水)	東桂地域コミュニティセンター (午前9時30分～午後4時)
	桂町・境	28日(木)	
	鹿留(宮下・沖・古渡)	29日(金)	
下谷・三吉	下谷1～4・下谷(羽根子を除く)・三吉地区	3月 3日(月)	いきいきプラザ都留(午前9時30分～午後4時)
開地・川棚	開地地区・川棚・旭ヶ丘	4日(火)	市役所税務課 (午前8時30分～午後5時)
田原・上谷	田原1～4・上谷	5日(水)	
	上谷1～6	6日(木)	
中央・つる ・羽根子	中央1～4・つる1～2	7日(金)	
	つる3～5・羽根子	10日(月)	
全地区	市内全域(指定日に申告をしていない方)	11日(火)	
		12日(水)	
		13日(木)	
		14日(金)	
		17日(月)	

※指定日時にご都合の悪い方を対象に、2月20日(水)、27日(水)及び3月4日(火)から14日(金)の間(土・日を除く)は、午後7時まで市役所税務課にて相談に応じます。

4 住民税の住宅借入金等特別税額控除の申告について

税源移譲による所得税率の改正に伴い、平成19年分の所得税が減額となり、控除できる住宅借入金等特別控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告することにより平成20年度の住民税所得割額から控除しきれなかった額を差し引くことができます。



住民税の住宅借入金等特別税額控除額	=	次の1、2のいずれか少ない額 1. 19年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額 2. 税源移譲前の税率で算出した19年分の所得税額	-	税源移譲後の税率で算出した所得税額
-------------------	---	--	---	-------------------

控除の適用を受ける方は、平成20年3月17日までに、1月1日現在お住まいの市区町村(税務担当課)へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出する必要があります。

所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署(または市区町村)へ提出

5 平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

平成19年中の所得が大きく下がり、所得税が非課税となった場合、税源移譲に伴い平成19年度分住民税の税負担が上がった分を平成19年分の所得税で調整することができなくなってしまいます。これに対応するため、平成20年度において平成19年度分の住民税を税源移譲前の税額まで減額し、既に納付済の場合はその差額を還付します。

対象となる方は、平成20年7月1日から31日までの間に、平成19年1月1日現在お住まいの市区町村に『減額申告書』を提出する必要があります(収入がない方でも、確定申告期間中に「収入がない旨」を申告する必要がありますのでご注意ください)

